

# 神奈川中央交通株式会社 定款

(2019年6月27日改正)

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、神奈川中央交通株式会社と称し、英文では、Kanagawa Chuo Kotsu Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)自動車運送業
- (2)自動車整備業
- (3)自動車運送業の業務受託業
- (4)自動車整備業の業務受託業
- (5)自家用自動車運行管理請負業
- (6)索道及び軌道業
- (7)旅行業
- (8)不動産業
- (9)総合リース業
- (10)介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (11)労働者派遣事業
- (12)金融業
- (13)経理事務及び給与計算、福利厚生等の一般事務の業務受託業
- (14)発電及び売電事業
- (15)ゴルフ場の施設経営及びゴルフ用品の販売
- (16)娯楽、文化及び体育施設の経営
- (17)温浴施設の経営
- (18)ホテル、食堂及び喫茶店の経営
- (19)酒類、たばこ、食料品、菓子類、清涼飲料水、土産品等の販売及び売店の経営
- (20)映像ソフト、音声ソフト、映像音響機器の賃貸、販売及び書籍・雑誌販売の店舗の経営
- (21)コンピュータ・システム及びソフトウェアの開発、製作及び販売
- (22)農産物の生産、加工及び販売
- (23)前各号の目的の達成に関連がある一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を平塚市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5千4十万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2 臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数及び選任方法)

第19条 当社の取締役は、11名以内とし、株主総会で選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規程)

第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役等)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び相談役若干名を定めることができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することが

できる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数及び選任方法)

第27条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第30条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会で選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人との責任限定契約)

第36条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。